

令和4年度 新規認定申請受付中！



関市 女性が働きやすい 職場認定制度

女性がいきいきと働くための職場環境整備に積極的に取り組む事業所等を社会保険労務士がヒアリングし、市独自の基準で「女性が働きやすい職場」として認定しています。認定事業所には認定証を交付し、企業・従業員の意識向上を図るとともに、企業のイメージアップ、人材の確保・定着を促します。

「関市第3次せき男女共同参画まちづくりプラン」に含まれている女性活躍推進計画に基づき、平成31年3月にスタートしました。



認定事業所になるとこんなメリットがあります

企業のイメージアップを支援します。

☆認定事業所には、認定証及び認定ロゴデータを交付します。

☆市の広報誌や広報番組などで紹介します。

ビジネスプラス展でPRします。

☆市が開催するビジネスプラス展で統一感のある企業PRができるよう、ブースで掲示します。

ハローワーク関、関市みんなの就職サポートセンターと連携しています。

☆求人票や求人検索システムに「女性が働きやすい職場認定事業所」の表示をします。

☆ホームページによる企業紹介に「女性が働きやすい職場認定事業所」の表示をします。

申請要件

- ★女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組んでいること。
⇒「育児・介護に関する就業規則等を定めている」「介護・子の看護休暇がある」など。
- ★市内に事業所があり、かつ、今後1年以上市に所在する意思があること。
- ★市税の滞納がないこと。

令和4年度新規認定申請期間

- ★令和4年6月1日（水）から8月1日（月）まで

認定の詳細、申請の方法及び様式は、関市役所ホームページをご参照ください。⇒



照会・問合せ先 関市市民協働課 ☎0575-23-6806 ✉shiminkyodo@city.seki.lg.jp